

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2025 年 6 月 17 日

東映株式会社

2025年6月17日

株式交換に係る事前開示事項

東京都中央区銀座3丁目2番17号
東映株式会社

代表取締役社長 吉村文雄

当社と株式会社ティ・ジョイ（以下「ティ・ジョイ」といいます。また、当社とティ・ジョイを併せ、以下「両社」といいます。）は、2025年7月18日を効力発生日とし、当社を株式交換完全親会社、ティ・ジョイを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、2025年6月17日付で、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

（1）交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

① 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社とし、ティ・ジョイを株式交換完全子会社とする本株式交換を行い、ティ・ジョイの株式を保有するティ・ジョイの株主（ただし、当社を除きます。）に対して当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を割当て交付します。

② 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	ティ・ジョイ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	47.2
本株式交換により交付する株式数	当社株式：708,000株（予定）	

(注 1) 株式の割当比率

ティ・ジョイの普通株式 1 株に対して、当社株式 47.2 株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するティ・ジョイの株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注 2) 本株式交換により交付する当社株式の数

本株式交換に伴う当社株式の交付にあたっては、当社が保有する自己株式を充当する予定であり、新株の発行は行わない予定です。

なお、ティ・ジョイは、本株式交換により当社がティ・ジョイの発行済株式（ただし、当社が保有するティ・ジョイの株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）においてティ・ジョイが保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時までに消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、ティ・ジョイの自己株式の取得、消却等の理由により、今後変動する可能性があります。

(注 3) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式 1 株に満たない端数の割当交付を受けることとなるティ・ジョイの株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

③ 本株式交換に係る割当の内容の根拠等

当社は、本株式交換に用いられる上記②「本株式交換に係る割当の内容」に記載の株式交換比率の算定にあたり、公平性・妥当性を確保するため、当社及びティ・ジョイから独立した第三者機関である山田＆パートナーズアドバイザリー株式会社（以下「YPAD」といいます。）を選定し、YPAD に対して当社及びティ・ジョイの株式交換比率の算定を依頼しました。YPAD は、上場会社である当社の株式価値については市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2025 年 6 月 16 日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の株価終値、算定基準日までの 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間における各期間の終値単純平均値を採用しております。これにより算定された当社の普通株式の 1 株当たり株式価値は以下のとおりです。

算定方法	算定結果
市場株価法	4,835 円～5,264 円

また、非上場会社であるティ・ジョイの株式価値については、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）により算定を行いました。これにより算定されたティ・ジョイの普通株式の 1 株当たり株式価値は以下のとおりです。なお、DCF 法による算定の前提としたティ・ジョイ作成の 2026 年 3 月期から 2030 年 3 月期の事業計画において、ティ・ジョイは大幅な増減益は見込んでおりません。

算定方法	算定結果
DCF 法	216,369 円～249,871 円

上記より当社の普通株式 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

算定方法	株式交換比率の算定結果	
当社	ティ・ジョイ	
市場株価法	DCF 法	44.8～47.5

当社及びティ・ジョイは上記の株式交換比率の算定結果を参考に、当事者間で協議を行ったうえ、本株式交換に係る割当比率を上記②のとおり決定しました。

(2) 交換対価として当社株式を選択した理由

本株式交換において当社株式が対価とされることにより、本株式交換による当社株式の取得を通じて、引き続き、ティ・ジョイを含む当社グループの成長及び本株式交換により生じることが期待されるシナジーの実現による利益を享受いただくことが可能となり、ティ・ジョイの株主の皆様の利益に資すると考えられます。また、当社株式は東京証券取引所プライム市場において取引が可能であり、本株式交換後、隨時現金化の機会を確保できることから、ティ・ジョイの株主の皆様の利益の観点で望ましいスキームであると考えております。

(3) 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条に従い当社が別途定める額になります。かかる取扱いは、当社の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定されるものであり、相当であると判断しております。

3. 株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号、第 4 号）

(1) ティ・ジョイの最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のティ・ジョイの最終事業年度（2025 年 3 月期）に係る計算書類等の写しをご参照ください。

(2) ティ・ジョイにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(3) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

以上

別紙1 本株式交換契約の内容

株式交換契約書

東映株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社ティ・ジョイ（以下「乙」という。）は、次のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 (株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条 (商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりとする。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：東映株式会社

住所：東京都中央区銀座3丁目2番17号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ティ・ジョイ

住所：東京都中央区銀座1丁目13番1号

第3条 (本株式交換に際して交付する株式及びその割当)

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（ただし、甲が有する乙の普通株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株式名簿に記載又は記録された乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に47.2を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式47.2株の割合をもって割り当てる。
- 3 前2項の規定に従って、本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合は、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条 (甲の資本金及び準備金に関する事項)

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従い、甲が別途定める金額とする。

第5条 (本株式交換の効力発生日)

本株式交換の効力発生日は、2025年7月18日（以下「本効力発生日」という。）と

する。ただし、本株式交換の手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議し、合意の上、これを変更することができる。

第6条 (本契約の承認)

- 1 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、株主総会の決議による本契約の承認を得ずして本株式交換を行う。ただし、同条第 3 項に該当する場合は、この限りではない。
- 2 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の決議による承認を得るものとする。

第7条 (自己株式の消却)

乙は、基準時において、乙が有するすべての自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条に基づく乙の株主による株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する株式を含む。）を、基準時（ただし、当該株式買取請求があった場合には、当該買取りの効力発生後）において消却する。

第8条 (剰余金の配当等)

- 1 甲は、本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間に、2025 年 3 月 31 日時点における甲の株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり金 12 円又は甲及び乙が別途合意する金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 2 乙は、本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間に、2025 年 3 月 31 日時点における乙の株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり金 650 円又は甲及び乙が別途合意する金額を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 3 甲及び乙は、前 2 項に定める場合を除き、本契約締結後、本効力発生日までの間に剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。

第9条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後、本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもつてそれぞれの業務を執行するとともに、資産及び負債を管理し、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、あらかじめ相手方の同意を得なければならない。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、第 6 条第 2 項に定める承認決議が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力発生等を含む。）が必要な

場合において、それが得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

第11条 (本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結後、本効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財政状態、経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙が協議し、合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条 (準拠法及び管轄合意)

- 1 本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈される。
- 2 本契約に起因又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2025年6月17日

甲 東京都中央区銀座3丁目2番17号
東映株式会社
代表取締役社長 吉村文雄

乙 東京都中央区銀座1丁目13番1号
株式会社ティ・ジョイ
代表取締役社長 多田憲之

事業報告

〔自 2024年4月 1日
至 2025年3月31日〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、社会的な物価上昇が続くなかで、個人消費は底堅く推移致しました。その一方で、円安の進行や海外の通商政策の影響により、輸出や市場には一定の不確実性も見られ、景気は引き続き先行き不透明な状況の中で推移致しました。

このような状況の中で当社は、主たる事業部門である興行部門を中心に据え事業を進めるのと同時にエンタテインメント事業部門は ODS (非映画デジタルコンテンツ) の配給を中心に興行部門のサポートを行い、会社全体の力を改めて 23 サイト、230 スクリーンの興行網の価値向上へ向けて集約致しました。

まず興行部門におきましては、9 月に株式会社西武リアルティソリューションズ及び株式会社松竹マルチプレックスシアターズとの共同運営により、新たに T・ジョイ エミテラス所沢 (12 スクリーン) をオープン致しました。所沢では、『ScreenX』や『Dolby Atmos®』等のラージフォーマットを導入し、お客様へ圧倒的な臨場感を提供するとともに、コンセッションにおいてはモバイルオーダーシステムやセルフレジを導入し接客サービスの見直しを行いました。この様に、新しい挑戦を行うのと同時に既存サイトにおいてはエリア戦略の再構築を図り、改めてお客様に選ばれる劇場を目指し、運営状況の改善に力を尽くしました。

当期の作品成績の中では「名探偵コナン 100 万ドルの五稜星」「キングダム 大将軍の帰還」「ラストマイル」(東宝)、「劇場アニメ ルックバック」(エイベックス・ピクチャーズ) 等が好稼働しました。

エンタテインメント事業部門におきましては、人気 ODS 作品のラインナップを中心に多くの劇場へ向けて、配給を行いました。

今期の配給作品の中では「SEVENTEEN TOUR 'FOLLOW AGAIN TO JAPAN」、「ミュージカル『刀剣乱舞』～陸奥一蓮～ ラ

イブビューイング」、「勝ち切る覚悟～日本一までの79日～」等の作品がヒット致しました。

この様に主たる事業部門である興行部門においては、劇場の付加価値を高める事業を展開し、エンタテインメント事業部門はバラエティに富んだ ODS 作品の配給等で劇場コンテンツの差別化を図り、一年を通じてシネマコンプレックスのさらなる価値の向上を目指す事業を展開してまいりました。この結果、売上高は 18,894,365 千円 (前期比 5.4% 減)、営業利益は 746,975 千円 (前期比 55.8% 減)、経常利益は 752,703 千円 (前期比 57.0% 減)、当期純利益は 777,903 千円 (前期比 38.2% 減) となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期中における設備投資総額は 4,922,125 千円 (リース資産含む) であり主なものは下記の通りです。

- ① T・ジョイ エミテラス所沢の開業設備工事
- ② T・ジョイ京都の「ScreenX with Dolby Atmos」導入工事

(3) 資金調達の状況

当期は新規の借り入れは行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにおきましても、賃上げと物価上昇のバランスが改善されることで景気が緩やかに回復することが期待されます。その一方でエンタテインメントの多様化や人口減少等による、長期的な視点での興行マーケットの縮小も予想されており、引き続き当社を取り巻く経済環境は予断を許さない状況が続くものと思われます。このような状況の中で当社は、以下の様な課題に取り組みながら事業を行ってまいりたいと考えております。

① 劇場運営の安定化

中長期的な視野に立ち、人員体制の見直しを含めて劇場運営体制の改善と再構築を図ります。また劇場設備の更新を進め老朽化対策を行うとともに、恒常的な運営へ向けてシステムの改修を進めます。このようにソフト・ハード両面において、今後の劇場の安定運営を目指し

てまいります。

② 劇場の魅力最大化と付加価値の向上

多様化する魅力的な上映コンテンツの獲得を目指すと共に、劇場イベントを積極的に実施し、当社ならではの劇場の魅力発信に力を注ぎます。また、ハード面では今後も積極的にラージフォーマットの導入を進め、映像や音響におけるグレードの向上を図り、他社劇場や動画ストリーミングサービスとの差別化へとつなげてまいります。

③ 人事制度の改革

従業員のスキル向上へ向けた教育制度の再構築や人事評価制度の見直しを図り、人事制度の改革を進めます。改めて、人と組織の活力化を図ることで、柔軟かつ強靭な組織体制を目指します。

以上の様な課題に対策を講じながら、当社はコンプライアンス経営及びさらなる企業価値の向上に一層力を注いで行く所存です。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第22期 2021年度	第23期 2022年度	第24期 2023年度	第25期 2024年度
売上高 (千円)	14,001,083	18,346,488	19,974,220	18,894,365
経常利益 (千円)	412,957	988,531	1,749,986	752,703
当期純利益 (千円)	392,761	599,400	1,258,681	777,903
1株あたりの 当期純利益 (円)	6,546円02銭	9,990円01銭	20,978円03銭	12,965円05銭
総資産 (千円)	16,328,579	17,083,894	18,909,721	21,041,688
純資産 (千円)	11,770,261	12,349,981	13,578,663	14,293,566

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は東映株式会社で、同社は当社の株式を39,400株(出資比率65.7%)保有しております。

② 子会社の状況

名称	出資比率	主な事業内容
株AMAZONLATERNA	43.8%	映画及びコンテンツの企画製作、製作出資

(7) 主な事業内容

当社の主な事業は、新宿をはじめ全国にシネマコンプレックスを運営展開し、現在23サイト230スクリーンを運営（共同運営、運営受託を含む）しております。また、エンタテインメント事業部においては映画配給及びODSコンテンツの配信等の事業を展開し、その他デジタル・シネマの普及拡充、技術支援等も行っております。

(8) 主な事業所

事業所名	所在地
T・ジョイ東広島	広島県東広島市西条町御園宇 4405
T・ジョイ新潟万代	新潟県新潟市中央区八千代 2-5-7
T・ジョイ SEIBU 大泉	東京都練馬区東大泉 2-34-1
T・ジョイ パークプレイス大分	大分県大分市公園通り西 2-1
T・ジョイ 梅田	大阪府大阪市北区梅田 1-12-6
札幌シネマフロンティア	北海道札幌市中央区北5条西 2-5
T・ジョイ リバーウォーク北九州	福岡県北九州市小倉北区室町 1-1-1
広島バート11	広島県安芸郡府中町大須 2-1-1
鹿児島ミッテ10	鹿児島県鹿児島市中央町 1-1
T・ジョイ久留米	福岡県久留米市新合川 2-7-10
T・ジョイ蘇我	千葉県千葉市中央区川崎町 51-1
新宿バート9	東京都新宿区新宿 3-1-26
なんばパークスシネマ	大阪府大阪市浪速区難波中 2-10-70
T・ジョイ長岡	新潟県長岡市千秋 2-1087-1
T・ジョイ出雲	島根県出雲市大塚町 650-1
横浜ブルク13	神奈川県横浜市中区桜木町 1-1-7
T・ジョイ京都	京都府京都市南区西九条鳥居口町 1 番地
T・ジョイ博多	福岡県福岡市博多区博多駅中央街 1-1
大阪ステーションシティシネマ	大阪府大阪市北区梅田 3-1-3
こうのすシネマ	埼玉県鴻巣市本町 1-2-1
T・ジョイ PRINCE 品川	東京都港区高輪 4-10-30
T・ジョイ横浜	神奈川県横浜市西区南幸 1-1-1
T・ジョイ エミテラス所沢	埼玉県所沢市東住吉 10-1

(9) 従業員の状況

当期末従業員数	前期末比較増減数
194名	159名増

(注) 当期末従業員数には、東映㈱からの出向4名を含みます。当期末従業員の平均年齢は35.0歳、平均勤続年数は7年11ヶ月でございます。この他、臨時雇用の期中平均の雇用人員は1,350名であります。4月に従来の契約社員を正社員化したことにより、期末従業員数が大幅に増加しております。

2. 会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数	240,000株
② 発行済株式総数	60,000株
③ 株主数	10名
④ 株主	

株主名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
東映(株)	39,400株	65.7%	一株	-%
(株)東急レクリエーション	9,000株	15.0%	—	—
東映アニメーション(株)	2,000株	3.3%	—	—
東映ビデオ(株)	2,000株	3.3%	—	—
武蔵野興業(株)	2,000株	3.3%	—	—
(株)ティーワイリミテッド	2,000株	3.3%	—	—
(株)ティーズ	1,000株	1.7%	—	—
(株)アップフロントグループ	1,000株	1.7%	—	—
(株)東映エージェンシー	800株	1.3%	—	—
(株)ベンチ	800株	1.3%	—	—
合計	60,000株	100.0%	—	—

上記株主に対する当社の出資はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

役職名	氏名	担当または主な職業
取締役社長	多田憲之	東映(株) 代表取締役会長
取締役	金岡紀明	専務取締役
取締役	江口徹	興行部担当
取締役	吉村文雄	東映(株) 代表取締役社長
取締役	川井俊一	東映(株) 映画営業部長
取締役	高木勝裕	東映アニメーション(株) 代表取締役社長
取締役	菅野信三	(株)東急レクリエーション 取締役相談役
取締役	大藏満彦	大蔵映画(株) 代表取締役社長
取締役	依田翼	(株)ティーワイリミテッド 代表取締役会長
取締役	田邊昭知	(株)ティーズ 代表取締役社長
常勤監査役	中川昌義	

(注) 1. 代表取締役 多田憲之氏、金岡紀明氏、江口徹氏、吉村文雄氏、川井俊一氏、高木勝裕氏以外の取締役は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	10名	31,238千円
監査役	1名	7,250千円
合計	11名	38,488千円

(注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、年額100,000千円以内、監査役の報酬は年額20,000千円以内と当社の創立総会(平成12年8月25日)の決議を頂いております。

・

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支給額
当事業年度に係る会計監査人の報酬額	9,600千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,600千円

(注) 1. 当社監査役は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役が会計監査人を解任する方針です。また、会計

監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役は会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議題の内容を決定致します。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社及び子会社(以下、当社及び子会社を併せて「当社グループ会社」といいます)は、取締役会を設置し、それぞれの取締役会は、取締役の職務執行の監督を行います。また、当社グループの監査役は、それぞれの取締役の職務執行を監査します。

②当社グループの取締役は、法令の遵守、企業倫理の徹底を率先して行うとともに、それぞれの従業員がこれを実行するよう指導・監督します。

③当社グループのコンプライアンス体制を有効に機能させるため、当社総務部主導のもと、コンプライアンス意識の浸透・向上を図ります。

④当社グループの取締役は、それぞれの会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちにそれぞれの監査役及び取締役会に報告します。

⑤当社グループは、コンプライアンスに関する問題の発生を早期に把握して解決するため、内部にそれぞれの会社で、外部に当社グループ共通の相談・通報窓口を設置しております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録・稟議書などの取締役の職務執行に係る重要な情報については、取締役会規程、稟議規程に基づき、総務部が適切かつ確実に保管・管理します。

(3) 当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、安全・災害・コンプライアンス・情報・財務等、想定さ

れる様々なリスクに対応するため、社内規程の整備及び通達の発信等により、リスク発生の未然防止・再発防止を図ります。

②当社は、不測の事態が発生した場合は、コンプライアンス・リスクマネジメント規程に従い、人命の保護・救助を最優先に迅速かつ的確に対応し、損害の拡大防止と極小化を図ります。

③当社は、外部環境の変化に対応するため、リスク管理に関する全社体制（方針・規程・組織等）について、総務部を中心に検討整備します。

（4）当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

①当社は、取締役、取締役会を意思決定機能及び業務執行監督機能として、執行役員を業務執行機能として明確に分離するとともに、組織規程、稟議規程又は決裁権限規程により業務執行ラインの責任と権限を明確にして、意思決定の迅速化と経営の効率化を図ります。

②当社グループ会社は、取締役会を適宜開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。

③当社グループ会社は、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、事業年度ごとの数値計画・事業方針により、全社的な目標を設定する。各部門は、その目標達成に向けて具体案を立案・実行し、進捗状況を管理します。

（5）当社グループ会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社グループのコンプライアンス体制を有効に機能させるため、当社総務部主導のもと、コンプライアンス意識の浸透・向上を図ります。

②当社は、適正な営業活動を確保するための手続きを定めます。

③当社は、執行役員規程、組織規程、及び稟議規程により、業務執行の責任と権限を明確にするとともに、執行役員等は、業務執行の状況を取締役会又は取締役社長に報告します。

④当社の総務部及び経理部は、監査の実施により、当社の取締役及び監査役並びにグループ会社に対して、情報提供並びに改善等の提言を行います。

⑤当社グループの従業員がコンプライアンスに関する問題の発生

を把握したときは、内部、及び外部の当社グループ共通の相談・通報窓口に相談・通報します。

（6）当社グループ会社の企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社は、組織規程、経理規程に基づき、子会社の担当部門を定めるとともに、当社の従業員をグループ会社の取締役、監査役等とし、事業運営を指導・支援・管理します。

②当社は、担当部門の従業員を子会社の取締役会に出席させ、及び子会社の管理部門と緊密なコミュニケーションを図る等して、子会社の取締役、執行役員の職務の執行に係る事項を受領、又は報告を受けます。

（7）当社の監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

①当社は、当社の監査役から要請があった場合、監査役の職務を補佐するために、スタッフを配置します。

②当社の監査役は、スタッフの独立性の確保に留意して、人選・勤務体制・処遇・権限等について決定し、当社の取締役・取締役会に対してその決定を確保するよう要請することができます。

（8）当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制、当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社の取締役及び従業員は、会社の経営に影響を与える重要な事項が発生したときは、直ちに当社の監査役に報告する。また、当社の監査役は、いつでも必要に応じて、当社の取締役及び従業員に対して報告を求めることができます。

②当社の監査役は、当社の取締役会、その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べます。また、コンプライアンス推進担当部門より、適宜当該推進状況について報告を受けます。

③当社の監査役は、当社の取締役社長と定期的に会合をもち、意見交換等により相互の意思疎通を図ります。

④当社の監査役は、当社の取締役及び従業員等と相互の意思疎通を図り、また当社の総務部及び経理部や会計監査人と連携して、効率的な監査を実施します。

(9) 子会社の取締役・監査役・従業員からの報告を受けた者が当社の監査役に報告する体制

子会社の取締役・監査役・従業員から会社の経営に影響を与える重要な事項等に関する報告を受けた者は、当社の総務部に報告し、総務部は当社の監査役に報告します。

(10) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告した者は、当該報告をしたことを理由として一切の不利益な取り扱いを受けません。また、当社の総務部は、報告を受けた者が不利益な取り扱いを受けていないか、監視・監督を行います。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役の職務の執行上必要と認める費用を適正に負担します。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用概要

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、業務の適正を確保するための体制の運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。

また、総務部及び経理部が中心となり、当社の各部門に対して、業務の適正を確保するための体制の重要性とコンプライアンスに対する意識づけを行い、当社全体を統括、推進させています

6. 親会社等との取引に関する事項

当社は、親会社である東映株式会社との間で、主に映画の上映に関する取引、物販取引、及び建物の賃貸借取引を行っております。これらの取引にあたっては、対価その他の取引条件が市場実勢や他の同類型の取引を勘案し、通常の取引条件で行われるよう留意しております。当社取締役会は、取引類型ごとに取引条件を把握した上で、包括的に取引条件の適正性・公正性を判断しており、これらの取引条件が当社の利益を害するものではないと判断しております。

(注) 1. 千円単位で記載した金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

株式会社ティ・ジョイ

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,056,823	流 動 負 債	3,653,863
現 金 及 び 預 金	5,851,722	買 掛 金	2,074,131
売 掛 金	1,270,742	未 払 法 人 税 等	155,899
原 材 料 及 び 貯 藏 品	64,752	未 払 金	621,032
前 払 費 用	153,839	未 払 費 用	211,613
未 収 入 金	128,153	預 り 金	160,760
短 期 貸 付 金	1,500,000	契 約 負 債	171,357
そ の 他	87,615	賞 与 引 当 金	77,090
		そ の 他	181,978
固 定 資 産	11,984,865	固 定 負 債	3,094,257
有 形 固 定 資 産	8,901,591	退 職 給 付 引 当 金	70,512
建 物	6,457,878	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	12,645
構 築 物	17,592	リ 一 ス 債 務	686,443
機 械 装 置	1,385,606	資 産 除 去 債 務	2,312,656
工 具 器 具 備 品	269,822	そ の 他	12,000
リ 一 ス 資 産	769,511	負 債 合 計	6,748,121
建 設 仮 勘 定	1,180		
無 形 固 定 資 産	276,254		
商 標 権	232		
ソ フ ト ウ エ ア	270,254		
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	5,767		
投 資 そ の 他 の 資 産	2,807,018		
関 係 会 社 株 式	84,402	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	3,500	株 主 資 本	14,293,566
ゴ ル フ 会 員 権	11,000	資 本 金	3,000,000
長 期 貸 付 金	3,500	利 益 剰 余 金	11,293,566
長 期 前 払 費 用	16,317	利 益 準 備 金	70,764
繰 延 税 金 資 産	470,066	そ の 他 利 益 剰 余 金	11,222,802
差 入 保 証 金	2,221,694	繰 越 利 益 剰 余 金	11,222,802
貸 倒 引 当 金	△ 3,461	純 資 産 合 計	14,293,566
資 産 合 計	21,041,688		
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,041,688

損益計算書

自 2024年 4月 1日

至 2025年 3月31日

株式会社ティ・ジョイ

(単位 千円)

	上半期累計 (2019.4.1~2019.9.30)
売 上 高	18,894,365
売 上 原 価	9,355,965
売 上 総 利 益	9,538,399
販売費及び一般管理費	8,791,424
當 業 利 益	746,975
當 業 外 収 益	45,431
受取利息及び配当金	11,312
雜 収 入	34,119
當 業 外 費 用	39,702
支 払 利 息	8,289
雜 支 出	31,412
経 常 利 益	752,703
税引前当期純利益	752,703
法人税、住民税及び事業税	350,758
法 人 税 等 調 整 額	△ 375,958
当 期 純 利 益	777,903

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式会社ティ・ジョイ

(単位 千円)

	株 主 資 本					純資産合計	
	資本金	利 益	剩 余	金	株主資本合計		
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
2023年4月1日残高	3,000,000	64,464	10,514,199	10,578,663	13,578,663	13,578,663	
事業年度中の当期変動額							
剰余金の配当		6,300	△ 69,300	△ 63,000	△ 63,000	△ 63,000	
当期純利益			777,903	777,903	777,903	777,903	
事業年度中の当期変動額合計	—	6,300	708,603	714,903	714,903	714,903	
2025年3月31日残高	3,000,000	70,764	11,222,802	11,293,566	14,293,566	14,293,566	

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	市場価格の無い株式等 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品	個別法による原価法
仕掛品	個別法による原価法
原材料及び貯蔵品	先入先出法による原価法
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)	

3. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な資産の耐用年数は以下の通りであります。

建物	3～41年
工具器具備品	2～20年
機械装置	2～13年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

興行事業

興行事業については、シネマコンプレックスの運営を行っており、入場料である当日券、前売券等のチケットが着券した時点で、収益を認識しております。また、飲食物、関連グッズ等の販売については、商品の引渡し時点において収益を認識しております。また、関連グッズ販売においては代理人として売価から仕入値を差し引いた純額を収益として認識しております。

エンタテインメント事業

エンタテインメント事業については、主にODS作品を中心とした配給事業を行っており、映画興行会社に対して映像作品の劇場公開を許諾しております。当該許諾料である配給収入は、映画興行会社の興行収入に一定割合を乗じた金額であり、映画興行会社が興行収入を認識した時点で映画興行会社から興行収入の報告を受け、収益を認識しております

収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

重要な会計方針に係る事項に関する注記「5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

繰延税金資産 470,066千円

(繰延税金資産908,002千円と繰延税金負債437,936千円を相殺表示しております)

2. 会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

当社は、将来減算一時差異に対して、予測される将来の課税所得及びタックス・プランニング等を考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の課税所得見込額には不確実性が含まれるため、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(資産除去債務)

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

資産除去債務 2,312,656千円

2. 会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

当社は、劇場等の不動産賃貸契約に基づく原状回復義務につき、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュフローを見積り、使用期間に対応した割引率で割引いた金額を資産除去債務として計上しております。当該見積りについて、将来の不確実な経済状況の変動等により原状回復費用の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度において、劇場等の不動産賃貸契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に従い、見積額の変更を行っております。

その結果、見積りの変更による増加額1,163,260千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ194,169千円減少しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,283,426千円
2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務	
短期金銭債権	1,504,851千円
長期金銭債権	295,419千円
短期金銭債務	115,421千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	22,344千円
仕入高	441,845千円
販売費及び一般管理費	470,569千円
受取利息	8,999千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

種類	発行済株式の数
普通株式	60,000株
計	60,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	63,000千円	1,050円00銭	2024年3月31日	2024年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期以降になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	普通株式	39,000千円	650円00銭	2025年3月31日	2025年6月24日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	1,090千円
賞与引当金	23,604千円
退職給付引当金	22,225千円
役員退職慰労引当金	3,985千円
未払事業税	15,046千円
未払事業所税	12,600千円
資産除去債務	728,949千円
未払費用	12,578千円
減損損失	88,027千円
その他	983千円

小計	909,093千円
評価性引当額	△1,090千円
合計	908,002千円

繰延税金負債

資産除去債務	437,936千円
合計	437,936千円
繰延税金資産の純額	470,066千円

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	関連当事者が有する当社の議決権の割合(%)	議決権等の所有割合(%)
親会社	東映(株)	直接 65.7	—

属性	会社等の名称	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	東映(株)	役員の兼任	映画料(注 1)	314,420	買掛金	50,012
		映画館の賃借	商品代等(注 1)	108,953		
		映画の購入	差入保証金の償還	—	差入保証金	295,419
		商品の仕入	資金の貸付(注 2)	—	短期貸付金	1,500,000
		資金の融資	利息の受取(注 2)	8,999	未収入金	—

(注) 1.取引条件及び取引条件の決定方針等

グループ外企業と同条件で取引をしております。

2.貸付金の利率については、市場金利を勘案して金利を決定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1)売掛金	1,270,742	1,270,742	—
(2)短期貸付金	1,500,000	1,500,000	—
(3)差入保証金	2,221,694	2,016,345	△205,348
(4)買掛金	(2,074,131)	(2,074,131)	—
(5)未払金	(621,032)	(621,032)	—

(※)負債に計上されているものについては()で示しております。

(注 1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)売掛金、(2)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュフローを国債の利回り等に適切な指標を加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4)買掛金、(5)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注 2)関係会社株式及び市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであり、2. 金融商品の時価等に関する事項には含まれておりません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式(※1)	84,402
市場価格のない株式等(※1)	3,500

(※1) これらには非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

238,226円11銭

(2) 1株当たり当期純利益

12,965円05銭

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月8日開催の株主総会において、会社法第156条、157条の規定に基づき自己株式の取得について、以下のとおり決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、資本効率の向上と株主還元のより一層の充実を重要な経営課題の一つと位置づけております。当経営課題への取組みの一環として、当社の財務状況等を総合的に勘案し、自己株式の取得を決議いたしました。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得する株式の総数

6,800株（上限）

(3) 株式の取得価額の総額

1,700,000千円（上限）

(4) 取得期間

2025年5月8日から2025年6月5日

(5) 取得方法

相対取引による取得

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社ティ・ジョイ
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田大輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティ・ジョイの2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる 것을 確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2024年3月12日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないよう留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株式会社ティ・ジョイ

常勤監査役 中川昌義